提案基準２６　　法に適合した建築物に相当期間居住している者のやむを得ない事情による用途変更（建築許可）

市街化調整区域において、市街化調整区域に関する都市計画の決定日以降に、都市計画法に適合して建築された建築物に、相当期間居住している者のやむを得ない事情による用途変更については、下記の要件に該当する場合について取扱うものとする。

記

（適用範囲）

1　この基準の適用をうけるものは、市街化調整区域に存する都市計画法に適合して建築された当該建築物に相当期間居住している者の建築物で、居住者の財産権、生活権保護の観点から必要と認められる用途変更に限る。

（申請者）

2　申請者は、平成１１年１１月２日以前に居住し、かつ現在居住している住居を、継続して１０年以上適正に利用しているものであること。

（申請地）

3　申請地は、法に適合して建築されたもので、前記２の申請者が原則として１０年以上適正に利用しているものであること。

（用　途）

4　申請にかかる建築物は、原則として自己の居住のための一戸建専用住宅であること。

（附　則）

この基準は、平成１３年４月２６日から施行する。

（付　記）

上記提案基準に該当するものは、「事後報告基準２６」として取扱う。

（附　則）

この基準を適用するにあたり、法第２９条に基づく開発許可を受けて建築された建築物にあっては、法第４２条第１項ただし書き許可とする。

この基準は、平成１３年４月２６日から施行する。

（必要書類）

1　申請理由書（申請者の住所、氏名を記入し押印したもので、用途変更の必要性等を具体的に記述すること。）

2　申請地の登記簿謄本又は登記事項証明書

3　住民票記載事項証明書（家族全員）

4　所有権等を有することを証する書面

5　位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500 ）

6　敷地現況図

7　求積図
8　建築図面（平面図、立面図等）
9　建築確認通知書の写し
10　敷地現況写真
11　その他市長が必要と認める書類